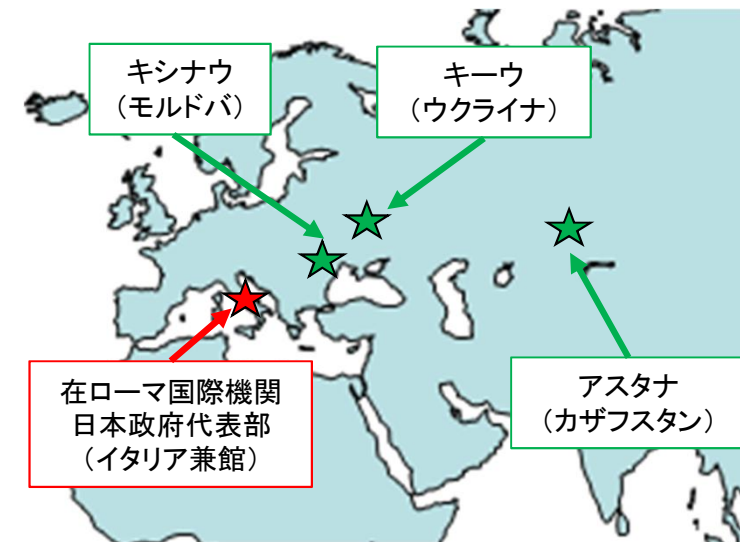


在外公館名称位置給与法*改正案の概要

(*在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律)

1 在外公館の新設及び位置の地名の改正

- 在ローマ国際機関日本政府代表部の新設(兼館)
 - ローマには、食料農業関連の国際機関が所在。グローバルな食料市場の安定化に向けた取組は、我が国の食料安全保障を確保する上で重要。
- 在ウクライナ、在モルドバ及び在カザフスタンの各日本国大使館の位置の地名の改正
 - 「キエフ」を「**キーウ**」に、「キシニョフ」を「**キシナウ**」に、「ヌルスルタン」を「**アスタナ**」に、それぞれ変更する。



2 在勤基本手当

- 在外公館の職員の在勤基本手当の基準額の改定
 - 最近の急激な為替相場の変動に対応するため、在勤基本手当の基準額を改定する。

3 子女教育手当

- 在外公館の職員の年少子女に係る子女教育手当に加算される額の限度の引上げ
 - 近年の授業料の上昇等により、幼稚園就学子女に関して子女教育手当が支給されている在外公館の職員の半数程度について、加算額の上限(43,000円)を加算しても子女教育手当をもって経費を賄うことができない状況にあることを踏まえ、年少子女に係る子女教育手当の加算額の上限を51,000円に改定する。
- 在外公館の職員の子女教育手当の支給に係る例外規定の整備
 - 在外公館の職員が帯同する子女の学年・学期の途中で帰朝・転勤する場合、在勤地出発日以降の手当が支給されないところ、一定期間の学費を前もって納付している場合であって、(ア)任国政府による離任要請、(イ)戦争や災害を受けた帰朝・転勤のような場合には納付済みの学費の額を子女教育手当として支給することができるよう、例外規定を追加する。

4 研修員手当

- 在外研修員の研修員手当の月額引上げ
 - 米国等の大学の学費の高騰を受け、研修員手当をもって経費を賄うことができない状況にあることを踏まえ、研修員手当の月額を改定する。

5 その他

- 令和5年度予算関連法案のため、日切れ。
 - 令和5年4月1日施行(ただし、新設公館部分の施行期日は、別途政令で定める。)